

# 警報・地震に関連する情報等発令時の 児童の登下校について

可児市立東明小学校

## 1 警報等発令の場合

お子さんが登校される前に、「特別警報」及び「暴風・暴風雪・大雨・洪水警報」が発令されている場合（以下、警報が発令されている場合と記述）は、ラジオ・テレビ・電話（177）などにより気象情報を得たりして、お子さんの安全を図ってください。

☆大雪警報が発表されても、上記の各警報が発表されていない場合は原則として平常通り授業をします。

### （1）警報が発令されている場合

- ① 登校前に警報が発令されている場合は、家で待機してください。
- ② 午前11時を過ぎてからも警報が継続されている場合は、その日は休校です。

### （2）警報が解除された場合

- ① 始業時刻（8：10）の2時間前までに解除された場合は、平常通り登校します。
- ② 始業時刻（8：10）2時間前から午前11時までに警報が解除された場合は、解除後2時間を経てから、授業開始となりますので、登校してください。
- ③ 午前11時を過ぎた時点で解除された場合は、その日は休校となります。

### （3）登校後、警報が発令、解除された場合

警報発令時の気象状況や道路交通の状況などを判断して、待機させたり下校させたりする場合があります。（留守家庭のお子さんの場合は、緊急時の連絡先や下校のさせ方について担任にきちんと伝え、お子さんにも話しておいてください）

### （4）登校下校中に警報が発令された場合

- ① 発令を知った時点で学校または自宅のどちらか近い方に行くようにします。
- ② 警報発令を知らず登校しようとしている児童を見かけたら、近くの方で児童に発令のことを知らせて下さい。

### （5）警報の発令が予想される場合

気象状況・交通機関の状況・道路の状況を判断して、警報発表に先立って休業や授業の打ち切りを決定することがあります。

## ☆ 警報発令時の学校給食について

- 1 8時までに解除された場合は、平常通りの給食があります。
- 2 11時までに解除され場合は、主食と牛乳などの簡単な給食になります。

☆ 警報が解除された場合でも地域によっては、道路・橋・河川・家・山・樹木等の被害によって、登校するのが危険だと保護者が判断された場合は家で待機させていただき、その旨を学校まで連絡してください。

## 2 地震に関する情報発令の場合

現在、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域とする南海トラフ地震の発生が懸念されております。

南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に発表される臨時情報があります。以下「臨時情報」と表記します。

### 1 「臨時情報」が発令された場合

- ① 登下校時の場合は、自宅または学校の近い方へ行くようにします。
- ② 登校後の場合は、保護者の方に迎えに来ていただいて下校します。  
(保護者の迎えがあるまで、学校待機となります。)  
※そのときに「引き取りカード」が必要ですので必要事項を記入し、わかる場所において、携帯したりしてください。

### 2 「地震発生」の場合

- ① 登下校時の場合は、まず、安全な場所に一時避難します。  
その後、状況をみて自宅または学校の近い方へ行くようにします。
- ② 登校後の場合は、まず安全な場所に避難誘導をさせ、保護者の方の迎えを待っております。(保護者の迎えがあるまで、学校待機となります。)

☆ 非常時は、市の防災無線に従って行動していただきます。

☆ 登下校中に災害が発生した場合、「自宅か学校のどちらへ行くか」瞬時に状況を判断・決定するのはお子様方です。具体的な場所でいろんな場面を想定しながら話し合いを持ち、どう動いたらよいのかお子様に伝えておいてください。

☆ 登校後に「臨時情報が発表」されたり「地震が発生」したりした場合は、保護者の皆さまに迎えに来ていただいて下校させることになります。  
お仕事の関係等ですぐに学校に迎えに来られない場合は、どのようにされるのか、担任にきちんと伝えておいてください。(4月に引き渡しカード配布の際にアンケートを取ります)

- ・ 祖父母の〇〇が迎えに行きます。etc

☆ 「110番の家」を確認しておいていただくのも大切かと思います。

### <児童引き取りの流れ>

#### 引き取り人は親族に限ります

- ① <保護者の方が来校>◎徒歩が最善です。
  - 車で来校の場合は、駐車係の指示に従い、必ず運動場に駐車してください。
- ② お子さんを体育館へ迎えに行く。(兄弟がある場合は先に上の兄弟から迎えに行く)
  - カードを担任に渡し、お子さんを引き取る。カードに記入されていない方、カードがない方には引き渡せませんので、ご注意ください。
- ③ 親子で帰宅する。

### 3 警報が解除された場合の登校時刻について（補足）

#### （2） 警報が解除された場合の「通学分団の集合時刻」

- ① 始業時刻（8：10）の2時間前までに解除された場合は、平常通り登校します。
- ② 始業時刻（8：10）2時間前から午前11時までに警報が解除された場合は、解除後2時間を経ってから、授業開始となりますので、登校してください。
- ③ 午前11時を過ぎた時点で解除された場合は、その日は休校となります。



②の場合の各分団の集合時刻は、原則として以下のようにしたいと思います。

○児童は通常8時10分が始業時刻です。

警報解除後、授業の始業時刻が「すぐメール」で配信されましたら、その時刻を8時10分と考えて、各分団で集合時刻を決めて下さい。

（例： 通常 7時30分に集合している分団の場合）

- ・ 警報が9時に解除され、解除2時間後の11時が始業時刻となりました。  
この分団は通常始業時刻（8:10）の40分前（8:10－7:30）に集合していますので、  
10時20分が集合時刻となります。

$$\underline{11時00分} - 40分 = 10時20分$$

- ・ 警報解除の時刻が11時前の場合、全てこのようにしていきたいと思います。  
尚、不明な点がございましたら学校（教頭）までご連絡願います。

電話 64－1128

安全第一で、あぶない場所には十分に気をつけて、登校しましょう。

